

「労使間のトラブル相談」重点受付週間の お知らせ

(解雇、雇止め、パワハラ、セクハラ など)

◎ 重点受付週間

期間：令和7年10月30日（木）～11月5日（水）

☆平日は相談時間を延長します。また、土曜・日曜も相談を受け付けます。

平日 午前8時30分～午後8時
(来所の受付は午後7時まで)

土・日祝 午前9時～午後5時
(来所の受付は午後4時まで)



ご利用は

無 料

場 所：佐賀県労働委員会事務局（佐賀県庁南館3階）

※ 来所の相談については、事前予約をおすすめします。



◎重点受付週間以外の平日でも、**解雇、雇止め、パワハラ、セクハラ**などの労使間トラブルの相談を通年無料で行っています。

ご相談は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで、電話もしくは来所にてお受けしています。

秘密は厳守されますので、安心してご相談ください。



佐賀県労働委員会
TSUNAGU
0952-25-7242
FAX: 0952-25-7324
〒840-8570 佐賀市城内1-6-5 佐賀県庁南館3階

問合せ先 佐賀県労働委員会事務局

電話：0952(25)7242 FAX:0952(25)7324
〒840-8570 佐賀市城内1-6-5 佐賀県庁南館3階
※案内図は裏面参照



佐賀県

佐賀県労働委員会事務局案内図

